

社会福祉法人一廣会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一廣会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 支給しない
 - (3) 退職慰労金 支給しない
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日に振込みにて支給する。ただし当日が休日の場合はその前日とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事の死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月12日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|--------------|
| 理事長 | 月額 400,000 円 |

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

| | 日額 |
|--------------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

(2) 監事

| | 日額 |
|--------------------|----------|
| 監事監査等への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

別表第3（評議員の報酬）

| | 日額 |
|-----------------|----------|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000 円 |